

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 9 月 6 日

提出者 青梅市長 浜 中 啓 一

(説明)

東京都河川流水占用料等徴収条例の一部改正に準じて流水占用料等の額を改めたいので、この条例案を提出いたします。

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

青梅市準用河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表土石採取料の部砂利・砂の項中「285」を「295」に改め、同表流水占用料（発電のための流水占用料を除く。）の項中「6, 288」を「6, 338」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の青梅市準用河川流水占用料等徴収条例の別表の規定は、この条例の施行の日以後の流水占用等にかかる流水占用料等について適用し、同日前の流水占用等にかかる流水占用料等については、なお従前の例による。